

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が本人都合により退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

但し、労働条件が採用決定時の雇用契約内容と著しく異なる事に起因する退職の場合はこの限りではありません。

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 80% |
| (2) 入社後1ヶ月以上3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 50% |